

入札及び契約心得

航空自衛隊浜松基地

第 1 航空団基地業務群会計隊

令和 8 年 8 月 6 日

目 次

1. 目的	3
2. 通則	3
3. 資格	3
4. 暴力団排除に関する誓約事項	3
5. 公告等	3
6. 説明会	4
7. 同等品申請	4
8. 郵便入札	4
9. 入札等	5
10. 入札の無効	6
11. 開札及び落札	6
12. 契約の締結	8
13. サプライチェーン・リスクへの対応	8
14. 契約の履行	9
15. 契約解除	9
16. 納期（履行期限）の猶予	10
17. 請求と支払	10
18. その他	10
19. 雑則	11

1 目的

この心得は、航空自衛隊第1航空団契約担当官（以下「契約担当官」という。）が行う入札（見積）に参加しようとする者及び契約を締結する者が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

2 通則

相手方は、この心得を熟読のうえ、入札（見積）及び契約の締結に当たり、この入札及び契約心得を熟知し、その権利の行使及び義務の履行に当たらなければならない。

3 資格

相手方は、次に掲げる書類の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 物品等（物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払い）の場合
全省庁統一資格の資格審査結果通知書
- (2) 工事等（工事、測量及び建設コンサルタント等業務）の場合
防衛省の資格審査結果通知書

4 暴力団排除に関する誓約事項

相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合には、防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、入札書又は見積書の提出をもって、暴力団排除に関する誓約事項（別紙第1）を誓約したものとする。

なお、誓約を拒否する相手方は、入札者及び随意契約の相手方となることはできない。

5 公告等

競争入札、公募及び企画競争に付する場合は、次に掲げる事項を記載した公告、入札（見積）通知又は公示（以下「公告等」という。）が入札日時の前日から起算して、少なくとも10日前までに次号に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要する場合又は再度公告又は通知する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

- (1) 公告、入札通知の記載事項
 - ア 競争入札に付する事項
 - イ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - ウ 契約条項等を示す場所

- エ 競争執行の場所及び日時
- オ 保証金に関する事項
- カ 入札の無効に関する事項
- キ 契約書等作成の要否
- ク その他必要な事項

(2) 掲示場所等（基準）

- ア 航空自衛隊浜松基地 第1航空団司令部庁舎1階会計隊掲示板
- イ 航空自衛隊浜松基地ホームページ（調達情報）

(3) 指名競争に付し又は随意契約による場合は、第1号に掲げる事項（ただし、第1号イを除く。）を入札（見積）通知書により相手方へ直接通知する。

6 説明会

説明会は原則実施しないものとし、契約担当官が特に必要がないと認める場合は、公告等に記載するものとする。ただし、説明会を実施しない場合でも、公告等及び仕様書の内容について照会に応じる。

なお、説明会の有無に関わらず、相手方は仕様書等を熟読し、疑問点を解消した上で入札（見積）するものとする。

7 同等品申請

- (1) 相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際に同等品により応札（見積）する場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書（定型用紙）に諸元が確認できるカタログ、仕様書等を添付して契約担当官に提出しなければならない。
- (2) 申請品が糧食関連の場合は、必要に応じ見本品を業務隊給食小隊（御前崎分屯基地については基地業務小隊厚生班給養係）まで提出するものとする。ただし、提出された見本品は返却できない場合がある。
- (3) 契約担当官は、第1号により提出された同等品確認申請書により該当する分任物品管理官の審査を受け、同等品での応札（見積）の判断等について、同等品確認結果通知書により申請した相手方に通知する。

8 郵便入札

- (1) 契約担当官が郵便による入札を認めた場合で、郵便により入札に参加しようとする者は、公告に記載されている担当職員へ郵便による入札参加を連絡するとともに、次の各号に掲げる事項を厳守し入札書を郵送するものとする。
 - ア 入札書は内封筒に1通封入し、外封筒の表面に「入札件名」及び「入

札書在中」の旨を朱書きする。

イ 公告に定められた期日までに到着するよう配達記録を有する手段により、契約担当官へ郵送する。

ウ 公告等により入札金額に関する内訳等を求められた場合は、入札書在中と記載した内封筒とは別の封筒に内訳書等を封入し、同封するものとする。

(2) 郵便による入札の参加において、再度入札となった場合は、再度入札を辞退したものとして扱う。

9 入札等

(1) 公告等で定められた入札に参加又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に、次に掲げるものを持参するものとする。

ア 印鑑、筆記具

イ 競争参加資格通知書の写し（既に提出している場合は除く。）

ウ 入札書（再度入札に備え必要部数）

エ 入札保証金（納付を免除された場合は除く。）

オ 委任状（代理人の場合）

カ 入札金額に関する内訳等（公告等により示された場合）

(2) 代理入札の代理人は、当該契約に関して経験、知識及び技術等を有し、かつ入札等価格算定能力を有すると委任者が認めた者とする。

(3) 入札者が代理人である場合は、次に掲げる内容が記載され、かつ委任者及び代理人双方が記名押印した委任状を入札に先立って提出しなければならない。また、必要に応じて身分を証明するもの（社員証や免許証の顔写真付。）を併せて提示する。

ア 代理人の氏名

イ 入札件名

ウ 委任された権限の細部内容

エ 委任期間

オ 委任者の住所及び氏名

カ 提出する宛先（契約担当官の官職氏名）

(4) 入札者は提出した入札書の取替え、変更又は取消しをすることはできない。ただし、入札日時以前に提出された入札書の取替え等はこの限りではない。

(5) 入札者は指定された日時に遅れた場合には、入札に参加することができない。ただし、事前連絡をし、遅れる理由が天災地変、その他入札者の責に帰しがたい理由のため、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限

り、他の入札者の同意のもと、入札時間を変更し、参加を認めることがある。

- (6) 入札者は、次に掲げる事項に留意し、入札担当職員の指示に従い入札に参加するものとする。

ア 入札室への入室は、入札日時の15分前からとする。

イ 入札に際し、私語、携帯電話の使用は禁止とする。

ウ 入札場所からの途中退出は、再度入札時を含め原則として認めない。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- (1) 競争参加に必要な資格を有していない者のなした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は、所定の額に達しない者のなした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- (5) 代理入札の場合において、委任状を持参しない代理人のなした入札
- (6) 総額（単価）で決定すべき入札の場合に、総額（単価）の入札金額が未記入の入札
- (7) 入札金額が訂正された入札
- (8) 入札書の記載事項及び入札金額が不明、不明瞭又は鉛筆等で記載された入札
- (9) 同一事項について、一人が2通（者）以上の入札書を同時に提出した場合
- (10) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は、契約（入札）担当職員の職務を妨害した者のなした入札
- (11) 入札に関する条件に違反した場合
- (12) 入札金額に関する内訳等を提出する場合において、内訳等の内容に著しい不備がある入札
- (13) 開札後、第11項第6号に基づく調査に協力しないときは、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
- (14) 契約担当官から雇用者1人当たりの予定時給単価を記入した資料の提出を求めた契約に関し、時給単価資料の提出がない又は最低賃金を下回っている場合

11 開札及び落札

開札及び落札は次の各号による。

- (1) 開札は、入札執行の場所以入札者の目で行い、提出書類等の確認を行

った後、落札者の有無を明らかにする。

- (2) 落札者は、入札者のうちで予定価格の制限内で最低（売払いについては最高）の入札金額により入札を行った者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あり、いずれも入札執行の場所にいる場合は、直ちに抽選により落札者を決定する。ただし、郵便による入札を行った者がいる場合は、郵便入札者に代わり入札事務に関係のない職員が直ちに抽選をし、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、入札価格が予定価格の制限に達しない場合は、次に掲げる要領で、直ちに再度の入札を実施する場合がある。ただし再度入札をしても落札者がいない場合には、原則として、再度公告により入札を実施する。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。

なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

ア 第1回入札の最低（最高）入札価格を発表し、再度入札において入札書に記入される金額は、その最低（最高）入札価格を下回る（上回る）金額とする。

イ 前回入札の最低（最高）入札金額を下回る（上回る）金額を記入できない場合は入札書の金額欄に辞退と記入した辞退書を提出する。

- (5) 契約担当官は、次の各号のいずれかに該当し、会計法第29条の6第1項ただし書き及び予算決算及び会計令第84条の規定に該当する入札が行われたと判断した場合には、最低価格の入札金額であっても落札者としなないことがある。

ア 契約担当官が定めた調査基準価格に対し、入札金額が低いことにより、その入札価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

イ 最低価格の入札者と契約を結ぶことが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められるとき。

- (6) 入札者は、前号アの規定に該当し、契約担当官が低入札価格調査を行う際はその調査に応じるものとする。

ア 入札者は、契約担当官が入札価格の内訳書等の資料等の提出を求めた場合、必要な資料等を提出しなければならない。

イ 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合又は提出された資料等が不十分である場合は、入札者に対し説明を求めることがある。

ウ 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合及び説明に応じない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして落札者としなない場合がある。

12 契約の締結

相手方は、落札又は商議成立後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約書

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、納期（履行期限）、契約保証金、納地（履行の場所）、その他必要事項について記載し、その内容を契約担当官及び相手方双方にて確認を行い、記名押印のうえ各1部を契約の証拠として保有する。

(2) 請書

契約金額が250万円を超えない契約について、契約担当官が必要ないと認めた場合には、契約書に代えて請書とすることができる。ただし、契約金額が100万円未満の契約において契約担当官が必要でないと認めた場合は、請書の作成を省略することができる。

(3) 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書又は請書に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

(4) 仕様書等

仕様書等を必要とする場合には、契約書（請書）に添付するものとする。

13 サプライチェーン・リスクへの対応

(1) 契約物品（試作品、寄託品を含む。）の取得を伴う調達に係るサプライチェーン・リスクへの対応

ア 機能・性能

契約物品（試作品、寄託品を含む。）は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

イ 品質管理

(ア) 契約物品（試作品、寄託品を含む。）は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

- (イ) 製造請負等の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、官給品等について(ア)の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。
 - (ウ) 電気（電池）を使用する製品を契約物品とする場合は、サプライチェーン・リスクの観点から国内メーカー製品を原則とし、同等品についても同様とする。ただし、海外メーカー製品を契約物品とする必要がある場合は、この限りではない。
- (2) 役務（調査、研究を含む。）の調達に係るサプライチェーン・リスクへの対応
- 役務（調査、研究を含む。）の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品（試作品、寄託品を含む。）又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

14 契約の履行

- (1) 相手方は、締結した契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡、承継又は担保に供してはならない。ただし、契約担当官に書面により申し出し、承諾を得た場合は除く。
- (2) 相手方は、仕様書等について疑義が生じた場合には、契約担当官により任命された契約の監督官又は検査官に申し出て当該疑義事項を明らかにするものとする。
- (3) 相手方は、航空自衛隊標準契約条項等に定めるほか、秘密の保全、暴力団排除、個人情報等の安全確保等に関する特約条項が付されている場合には、当該特約条項の定めるところにより実施しなければならない。
- (4) 相手方は、自ら又は下請負者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察へ通報し、捜査上必要な協力をするとともに、契約担当官へ暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙第2）による不当介入の概要（別紙様式）を報告するものとする。

15 契約解除

- (1) 契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を

解除することができる。

ア 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。

イ 相手方が完全に、当該契約の履行を行わないとき。

ウ 相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達する見込みがないとき。

エ 誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

オ その他、契約担当官が必要と認めたとき。

(2) 前各号により契約担当官が相手の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合には、当該契約に適用した航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。

(3) 本項は、契約書又は請書の徴取を省略した場合についても適用する。

16 納期（履行期限）の猶予

(1) 相手方は、定められた納期又は履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了するおそれがある場合には、協議の上、納期（履行期限）猶予申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

(2) 納期（履行期限）猶予の理由が相手方の責による場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延（遅滞）料を支払うものとする。

(3) 本項は、契約書（請書）の徴取を省略した場合についても適用する。

17 請求と支払

(1) 相手方は、納品又は履行完了後、速やかに請求書を分任資金前渡官吏へ提出するものとする。

(2) 新規に契約を締結した業者については、銀行振込依頼書を提出する。

(3) 支払いの時期は、分任資金前渡官吏が適法な請求書を受理してから下表に掲げる期間内とする。

形 態	工 事	その他の給付
約定期間	4 0 日以内	3 0 日以内
特別約定期間	6 0 日以内	4 5 日以内
約定なし	1 5 日以内	1 5 日以内

18 その他

相手方は、この心得に明示していない事項又は契約について疑義が生じた場合には契約担当官と協議するものとする。

19 雑則

（人権尊重の取組）

相手方は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙様式
年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住所
会社名
代表者名

排除対象者による不当介入の概要

貴（支出負担行為担当官名）が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察への通報を行ったことと併せて、下記のとおり報告いたします。

契 約 機 関 等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品 名 ・ 数 量	
契 約 金 額	
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況	
その他特記事項	

注 記入要領は、付紙のとおり。

記入要領

- 1 住所、会社名及び代表者名・印については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 10 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 11 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。